

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第17号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年12月18日 13時30分ごろ
発生場所	境港東方沖 境港防波堤灯台から真方位111° 2.15海里付近 (概位 北緯35° 32.36′ 東経133° 18.77′)
事故等調査の経過	平成27年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <small>グロリアス プルメリア</small> GLORIOUS PLUMERIA（シンガポール共和国籍）、 39,904トン 9357901（IMO番号）、UNITED WOODCHIP CARRIER PTE LTD. B 押船 <small>いなば</small> 因幡、199トン 132360、株式会社日本海ポートサービス（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	A 不詳 B 船長B、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船首フェンダー囲い部に破損
事故等の経過	A船は、境港への入港に備えて水先人を乗船させるため、境港東方沖を減速して航行していた。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、船長Bが操船に当たり、境港東方沖において、パイロットボートからA船へ水先人を移乗させる支援作業を始めた。 船長Bは、約3ノットの速力で南進しているA船の左舷船尾部にB船の船首部を押し付けたところ、B船が、北東方からのうねりを受け、ローリングして船首部が離れた後、更にうねりを受けて、平成26年12月18日13時30分ごろB船の船首部とA船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、航行に支障がなかったので、引き続きA船の入港支援作業を行った。
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約1.5m、うねり 波向北東、波高約2.0m 島根県松江市には、本事故当時、大雪、風雪及び波浪の各注意報が

	発表されていた。
その他の事項	B船は、A船とタグラインを取っていなかった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B あり A船は、境港東方沖において、水先人を乗船させるために南進中、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、境港東方沖において、船首をA船の左舷船尾部に押し付けながら支援作業中、右舷方から波高約2mのうねりを受けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、境港東方沖において、A船が水先人を乗船させるために南進中、B船が船首をA船の左舷船尾部に押し付けながら支援作業中、B船が右舷方から波高約2mのうねりを受けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風浪及びうねりを考慮した操船を行うこと。